

(証券コード 9110)

平成27年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

NSユナイテッド海運株式会社

代表取締役社長 小 畠 徹

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席頂けない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 4階 ダイアモンドルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

代理人によるご出席の場合は、株主ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nsuship.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 業績全般

当期における世界経済は、緊迫するウクライナ情勢や中東情勢を抱える中、米国を中心とした先進国では内需主導による持ち直しが見られた一方で、新興国では各国の景気動向にばらつきがあるものの、総じて経済成長に勢いを欠きました。

地域別に見ると、米国では、当期前半は設備投資や住宅投資、当期後半は個人消費を牽引役に底堅い成長が続きました。欧州諸国では個人消費が堅調に推移し、それを中心に英国は景気の回復が見られた一方で、ユーロ圏はウクライナ危機を背景とした対ロシア輸出の伸び悩みや設備投資が低調となり低い成長にとどまりました。中国では、政府による急激な経済成長の抑制を目的とした構造調整により経済成長が鈍化しました。我が国においては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が景気を押し下げたものの、為替相場の円安継続や追加金融緩和・原油安の恩恵等により、回復の兆候が見られました。

外航海運事業につきましては、原油タンカー市況が回復を見せた一方、ドライバルク市況は非常に厳しい水準で推移し、先行きが不透明な状況が続いています。

ドライバルク市況全体は、近年の新造船大量竣工による供給過剰が解消に至らないうえ、中国の景気減速や豪州・南米港湾での滞船縮小等の船腹需給緩和要因も加わったことから、全船型において当初の想定を下回り、過去最低水準で推移しました。ケープ型撒積船市況は、前期の高騰を受けて過熱した期待感とは裏腹に、鉄鉱石価格の下落が資源会社の出荷意欲を減退させ、秋の需要期におけるブラジル積み輸送需要が想定ほど伸びなかったことが、市場心理の悪化・市況の低迷につながりました。また、パナマックス以下の中小型撒積船市況は、中国の景気減速に伴う石炭輸入量の減少、インドネシアの鉱石輸出禁止政策等を受け、低迷が続きました。

一方、原油タンカー市況は、製油所の定期修理による需要減等により期初から低水準で推移しましたが、10月末以降は、原油価格の下落に伴い需要期を迎えた国々の輸入量が増加したことや、将来の値上が

りを期待した洋上在庫積み増しなどにより、市況は上昇しました。

内航海運事業につきましては、セメントやL P G等の一部貨物を除きドライバルク、タンカーともに概ね安定した輸送量を確保しました。

燃料油価格につきましては、当期の外航海運事業の平均消費価格（C重油）がトン当たり上期約627ドル、下期約460ドル、期中平均で約539ドルと、前期比では約88ドル下落しました。燃料油の市場価格は当期末現在ではさらに300ドル台まで下落しておりますが、価格下落前に購入した燃料油の消費に時間を要する中、B A F（燃料油サーチャージ）付契約の運賃減少等により当期の収益改善には直結しませんでした。また対米ドル円相場は上期平均102円、下期平均115円、期中平均で108円50銭と前期比8円50銭の円安となりました。

このような事業環境下、効率運航・コスト削減を徹底したことに加え、円安の進行に伴う為替評価益や前期の所有船売却によるフリー船隊削減効果もあり、当期の連結業績は、売上高1,576億25百万円（前期比2.6%増）、営業利益94億74百万円（前期は88億42百万円の営業利益）、経常利益103億80百万円（前期は89億20百万円の経常利益）、当期純利益は86億26百万円（前期は107億78百万円の当期純利益）となり、営業利益や経常利益は増益となったものの、前期ほどの特別利益がなかったこともあり、当期純利益は減益となりました。

なお、株主の皆さまへの適正な利益還元及び、当社グループの財務体質等を総合的に勘案したうえで、これまで連結業績に対する配当性向は概ね20%とし、中間配当額については上期業績の推移並びに下期業績見込みの見直し等を考慮して判断してまいりましたが、株主各位への利益還元をさらに充実すべく、今後は連結業績に対する配当性向を概ね25%へと引き上げることといたします。

② 事業別概況

<外航海運事業>

ケープ型撒積船（18万重量トン型）市況は、主要航路平均用船料が年度初めに日額1万8千ドル台から始まりましたが、荷動きは堅調なものの港湾の積揚能力増強による滞船の減少等で船腹過剰が続きました。さらに、夏場以降中国の景気減速懸念により、従来見られた10～12月の市況上昇も見られず、12月以降は1万ドルを下回る水準となり、年明けも低調に推移しました。このような環境下、当社では主要荷主である新日鐵住金（株）殿向け専用船が新たに竣工し、同社向け短期輸送契約についても積極的に獲得を図った結果、競争力ある新造船の投入及び円安の効果もあって収益は改善しました。また、海外事務所と連携し、海外顧客向けに積極的な営業活動を行った結果、複数の輸送契約の獲得につながりました。

パナマックス型撒積船（7万重量トン型）市況は、継続する新造船供給圧力や中国の石炭輸入減等の要因により、上期は太平洋水域で日額1万ドルを大幅に下回る低水準（上期平均約6千ドル）で推移しました。10月後半に入り市況は一時1万ドルを超えたものの、その後、荷動き量の減少や各水域の需給バランス悪化等の要因を背景に急激に下降局面に入り、2千ドル台という超低水準まで下落を続けました。2月に底を打ったものの年度末まで極めて低位な市況が続いたため、年度を通して前年度を下回る水準（通期平均約6千ドル）となりました。このような厳しい環境下、国内電力・一般産業向け既存契約の更改及び新規契約獲得をはじめ、大西洋・インド洋水域における主要顧客への積極的な営業展開による契約獲得に加え、減速運航による燃料コスト削減、高コスト船の処分及び効率配船に努め、市況下落による収益圧迫の影響を軽微に抑えました。

ハンディー型撒積船（2～5万重量トン型）市況は、例年ならば船腹需要が高まり上昇が見込まれる秋口以降において大きく悪化し、低迷した状況が長期化したことから、大西洋・太平洋ともに年度を通して想定を大きく下回り日額6～7千ドル水準で推移しました。往航主力貨物である北米ガルフ・東岸向け鋼材の荷動きは堅調に推移し、またメキシコ西岸向け・東南アジア向け鋼材については大幅な数量増となり、輸出鋼材全体としては数量・配船数ともに前期比増となりました。その一方、復航主力貨物については、長期契約比率の高い南米西岸積み非鉄鉱石は安定的な収益を確保したものの、穀物に関しては市況下落による負の影響を大きく受ける結果となりました。このような環境下、短期用船比率を高めることにより平均用船料を低減し減速運航の徹底と効率配船に努めましたが、特に下期において市況低迷の影響を大きく受けました。

近海水域における小型船（1.3万重量トン型以下の船型）につきましては、主力の中国向け鋼材輸送では、自動車産業向け輸送は堅調に推移しましたが、家電・OA等その他産業向けは現地材の起用等により輸送数量が減少しました。このような環境下、燃料油価格の下落効果に加え、船隊規模の機動的調整、効率運航の徹底に努めました。

V L C C（30万重量トン型タンカー）市況は、期首から秋口まで低迷したものの、原油価格の下落とともに中国の原油輸入増加、原油備蓄用の船腹需要増などにより11月から反発し、その後は堅調に推移しました。V L G C（8万^m型L P G船）市況は、米国でのシェールオイル随伴のL P G輸出増加、中国・インドなどのアジア新興国の需要増加により海上輸送量とトンマイルが大幅に増大したことで、年間を通じて過去に例のないレベルの高値で推移しました。このような環境の下、長期契約の収益に加え、減速運航など支配船腹のコスト削減の効

果もあり、収益を確保しました。

当社シンガポール子会社、NS UNITED TANKER PTE. LTD. におけるケミカルタンカー事業は、所有船舶の不稼働が発生したことにより収益が減少しました。このような環境下、安定運航はもとより、入渠期間の短縮等に注力したものの、追加修繕コスト増等が収益を圧迫しました。

以上の結果、外航海運事業全体としては、燃料油価格下落は収益改善に直結しませんでした。長期輸送契約による安定収益の確保や、効率配船の強化、減速運航による燃料費の節減等採算向上に努めたことに加え、為替相場の円安効果もあり、売上高は1,326億16百万円（前期比2.5%増）、営業利益は77億26百万円（前期は66億72百万円の営業利益）となりました。

<内航海運事業>

ドライ貨物については、鉄鋼・セメント会社向け石灰石専用船は前期同様、順調に稼働した一方、セメント専用船による製品輸送量は国内需要が軟化傾向で推移し前期比10%の減少となりました。そのほか、一般船による鋼材、鉄鋼原料及び電力関連輸送は、下期の荒天により稼働率低下はあったものの、適切な船腹量による運航効率化を図った結果、年間を通して概ね順調に稼働しました。このような環境下、専用船の稼働が概ね安定したことに加え、一般貨物船の輸送量の確保や輸送効率の向上に努め、安定した業績を達成しました。

タンカーについては、LNG輸送は、瀬戸内海航路では前年同等の輸送量となりましたが、北海道航路では国内産出の天然ガスが減少したため輸入LNGの二次輸送需要が伸び、輸送量が増加しました。一方でLPG輸送は、民生用は暖冬や電化等による需要減、工業用は需要の低位安定等により市況が悪化しました。このような環境下、効率配船・効率運航に努めた結果、安定的な収益を確保しました。

以上の結果、内航海運事業全体としては、ドライバルク貨物全般の荷動き増加、効率配船・効率運航に加えコスト削減により、売上高は246億5百万円（前期比3.3%増）、営業利益は17億10百万円（前期は21億27百万円）となり、安定した業績を達成しました。

<その他>

当社グループでは、外航海運事業・内航海運事業の他に、LPG・石油製品の陸運業及び情報サービス業等を営んでおり、業績は順調に推移しました。

事業別売上高

事業区分	売上高
外航海運事業	132,616百万円
内航海運事業	24,605百万円
その他の	403百万円

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において当社グループが実施しました設備投資の総額は203億44百万円で、その主なものは船舶であります。

事業区分	設備投資額
外航海運事業	19,400百万円
内航海運事業	943百万円
その他の	1百万円

また、当社グループの主要な設備である船舶のうち帳簿価額92億65百万円の固定資産売却を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、設備資金129億46百万円を金融機関からの借入で調達しております。

当社は主要取引金融機関と総額70億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は平成26年5月に中期経営計画『Unite & Full-Ahead! II』を策定し、本年は3ヶ年計画の2年目を迎えます。外航海運市況は厳しい水準で推移し、先行きが不透明な状況が続いています。このような状況だからこそ、NSUグループ企業全体の結集により内外航ともに収益向上を図るとともに、大型船舶による資源輸送などの強みを伸ばしプレゼンス向上を図るべく、「新たな発展へのスタート」をスローガンに、グループ一丸となり取り組んでまいります。

中期経営目標

「2018年度 連結売上高2,000億円、連結営業利益120億円達成を目標に、ドライバルクを中心とした事業基盤を強化する。」

目標達成に向けて、下記5つの重点戦略を柱とする実行計画を着実に進めてまいります。

①新日鐵住金(株)グループをはじめとする、国内外の顧客向け輸送サービスの深化・拡充

お客様の輸送ニーズを的確に捉え、船種・船型にとらわれない総合的な輸送サービスの提供を通じ、営業基盤の一層の安定化を図ります。

②NSUグループ内の協働・連繫強化による新規商権開拓および獲得

アジアを中心とした新興国関連需要と海上輸送の長期的な構造変化に対応した、本社・営業拠点一体のグローバル戦略を展開し、将来に向けた収益基盤を構築します。

③安全・安定運航の徹底

船舶管理能力の強化を通して事故ゼロを目指し、より安全かつ高度な海上輸送サービスをお客様に提供してまいります。

④グローバル展開に向けた組織強化と人材育成

効率的な組織運営の徹底により迅速かつ適正な経営を進めるとともに、営業力強化を主眼とする要員計画と人材育成プランを実施し、グローバル戦略をバックアップする組織体制を整えます。

⑤財務体質の強化

今後、収益を積み重ねることにより、船舶投資に係る資金調達に伴い悪化したデット・エクイティ・レシオ等経営指標の改善を図ります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	135,044	131,379	153,665	157,625
経常利益(百万円)	496	2,529	8,920	10,380
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△914	△15,505	10,778	8,626
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	△3.96	△67.21	46.72	37.40
総資産(百万円)	190,659	181,682	224,507	227,663
純資産(百万円)	65,581	52,633	64,943	76,481

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
NSユニテッド内航海運(株)	718百万円	61.38%	内 航 海 運 事 業
NSユニテッドタンカー(株)	180百万円	100.00%	内 航 海 運 事 業
NSユニテッドマリンサービス(株)	20百万円	100.00%	安全監督・新造船建造監督業
日 邦 マ リ ン (株)	20百万円	100.00%	船 員 派 遣 事 業
NSユニテッドビジネス(株)	45百万円	100.00%	経 理 業 務 受 託
NSユニテッドシステム(株)	50百万円	100.00%	情報システムの開発・保守業
NS UNITED TANKER PTE. LTD.	2,000千米ドル	100.00%	外 航 海 運 事 業

- (注) 1. NSユニテッド内航海運(株)については、上記のほか退職給付信託に係る信託財産(1,827千株、16.96%)があります。
2. 新和内航海運(株)は、平成26年10月1日付けで社名を「NSユニテッド内航海運(株)」へ改称しております。
3. 新和ケミカルタンカー(株)は、平成26年7月1日付けで社名を「NSユニテッドタンカー(株)」へ改称しております。

(11) 主要な事業内容（平成27年 3月31日現在）

事業区分	事業内容
外航海運事業	外航貨物海上運送事業及びこれに関連または付帯する事業
内航海運事業	内航貨物海上運送事業及びこれに関連または付帯する事業
その他の	陸運業及び情報システムの開発・保守業

(12) 主要な営業所（平成27年 3月31日現在）

当 社	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号 海外駐在員事務所：ロンドン、香港、上海、ベトナム、マニラ 海外法人：英国（ロンドン）、米国（ニューヨーク）、 中国（香港）、シンガポール（シンガポール）、 フィリピン（マニラ）
NSユニテッド内航海運㈱	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NSユニテッドタンカー㈱	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NSユニテッドマリンサービス㈱	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
日 邦 マ リ ン ㈱	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NSユニテッドビジネス㈱	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NSユニテッドシステム㈱	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NS UNITED TANKER PTE. LTD.	本社：3 ANSON ROAD #07-02 SPRINGLEAF TOWER SINGAPORE

- （注） 1. 新和内航海運㈱は、平成26年10月1日付けで社名を「NSユニテッド内航海運㈱」へ改称しております。
2. 新和ケミカルタンカー㈱は、平成26年7月1日付けで社名を「NSユニテッドタンカー㈱」へ改称しております。

(13) 運航船腹の状況（平成27年 3月31日現在）

区 分	隻数	重量トン数 (K/T)	前期末比増減	
			隻数	重量トン数
外航事業運航船腹計	124	11,431,470	1隻減	628,846K/T増
内航事業運航船腹計	85	241,994	-	26,030K/T増
企業集団の運航船腹合計	209	11,673,464	1隻減	654,876K/T増

(14) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
外航海運事業	230名	2名減
内航海運事業	375名	9名増
その他	67名	2名増
合計	672名	9名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
228名	2名増	40.0歳	15.6年

(15) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	29,942百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,616百万円
三井住友信託銀行株式会社	13,289百万円
株式会社日本政策投資銀行	13,103百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	12,904百万円
株式会社三井住友銀行	11,813百万円
農林中央金庫	10,872百万円

(16) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主各位への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。なお、配当性向についてはこれまで概ね20%（連結業績ベース）を目安としておりましたが、株主各位への利益還元をさらに充実すべく、今後は概ね25%（連結業績ベース）へと引き上げることといたします。

また、当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨及び毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(17) その他企業集団の現況に関する重要な事項

以上のほか、企業集団の現況に関する重要な事項に関する該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 230,764,400株
- (3) 株主数 8,630名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	78,456千株	34.01%
日 本 郵 船 株 式 会 社	43,247千株	18.75%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	10,016千株	4.34%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,495千株	3.25%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	5,860千株	2.54%
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	5,400千株	2.34%
新 健 海 運 股 份 有 限 公 司	5,048千株	2.19%
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	4,800千株	2.08%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,250千株	0.98%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,033千株	0.88%

（注）出資比率は自己株式（91,308株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、平成27年3月31日現在、新株予約権等の発行は行っておりません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長・社長執行役員	小 畠 徹	
取 締 役 ・ 常 務 執 行 役 員	高 木 一 美	不定期船グループ担当
取 締 役 ・ 常 務 執 行 役 員	横 溝 豊 彦	総務グループ管掌、内部統制・企業倫理担当、NSユナイテッドシステム株式会社社長、NSユナイテッドビジネス株式会社社長
取 締 役 ・ 常 務 執 行 役 員	平 松 宏	経理グループ・油送船グループ各担当
取 締 役 ・ 常 務 執 行 役 員	阪 田 泰 一	船舶管理グループ担当、技術職人事・労務事項につき総務グループ担当役員に協力、NSユナイテッドマリナーサービス株式会社社長
※ 取 締 役 （ 非 常 勤 ）	柴 敏 治	新日鐵住金株式会社常務執行役員
※ 取 締 役 （ 非 常 勤 ）	端 山 真 吾	新日鐵住金株式会社物流部長
※ 監 査 役 （ 常 勤 ）	坂 本 好 生	
※ 監 査 役 （ 常 勤 ）	野 口 政 明	
監 査 役 （ 非 常 勤 ）	高 畑 尚 紀	
監 査 役 （ 非 常 勤 ）	三 谷 康 人	

- (注) 1. 取締役柴敏治氏及び端山真吾氏は社外取締役であります。
2. 監査役野口政明氏、高畑尚紀氏及び三谷康人氏は社外監査役であります。なお、高畑尚紀氏及び三谷康人氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役坂本好生氏は、株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行)及び新和海運株式会社(現 当社)において長年金融業務・経理業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役高畑尚紀氏は、日本郵船株式会社において長年経理業務を経験しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役三谷康人氏は、株式会社日本政策投資銀行において長年金融業務・経理業務を経験しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 上記のほか監査役安藤政明氏及び松本貴志氏は、平成26年6月26日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
7. 平成26年6月26日開催の第88回定時株主総会において、※印を付した取締役及び監査役が新たに選任され、就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	9 名 (4 名)	176百万円 (-百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	6 名 (3 名)	60百万円 (32百万円)
合 計	15名	236百万円

(注) 上記には、平成26年6月26日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名の支給額を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

(平成27年3月31日現在)

取締役榮敏治氏は、新日鐵住金株式会社の常務執行役員、取締役端山真吾氏は、同社の物流部長であります。新日鐵住金株式会社は、当社への出資比率が34.01%である大株主であり、当社の主要な取引先であります。

ロ. 主な活動状況

	取締役会（14回開催）	監査役会（24回開催）
	出 席 回 数	出 席 回 数
取 締 役 榮 敏 治	9回	-回
取 締 役 端 山 真 吾	9回	-回
監 査 役 野 口 政 明	10回	20回
監 査 役 高 畑 尚 紀	14回	24回
監 査 役 三 谷 康 人	14回	24回

- (注) 1. 取締役榮敏治氏及び端山真吾氏は、上記のとおり取締役会に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
2. 監査役野口政明氏、高畑尚紀氏及び三谷康人氏は、上記のとおり取締役会及び監査役会に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
3. 取締役榮敏治氏及び端山真吾氏は、平成26年6月26日開催の第88回定時株主総会にて選任され、就任したため、出席回数が少なくなっております。なお就任後の取締役会の開催回数は10回であります。
4. 監査役野口政明氏は、平成26年6月26日開催の第88回定時株主総会にて選任され、就任したため、出席回数が少なくなっております。なお就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は20回であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役会における協議を経たうえで、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また以上の場合のほか、監査役会が、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断し、会計監査人の解任または不再任を決定した場合、取締役は、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

（平成27年4月30日開催の取締役会にて平成27年5月1日施行の改正会社法を踏まえた「内部統制基本方針」を決議）

当社は、「NSユナイテッド海運グループ企業理念」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指します。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めます。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受けます。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告します。

(2) 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定を行った上で、適切に保管します。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努めます。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門長は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、社内規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行します。

安全衛生、環境・防災、情報管理、品質管理、財務報告の信頼性等に関する全リスクについては、当該担当部門が規程等を整備し、各部門に周知するとともに、リスク管理状況をモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言を行います。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「緊急対策本部」等を直ちに設置し、必要な対応を行います。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な個別執行事項については、執行役員会等の協議を経て、取締役会において執行決定を行います。

取締役会での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行します。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備します。

各部門長は、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努め、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに内部統制担当役員に報告します。

内部統制委員会は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価します。また、コンプライアンス委員会は、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配布等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じます。さらに、これらの内容については、CSR委員会に報告するとともに、重要事項については、取締役会に報告します。また、業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用します。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行います。

内部監査につきましては、内部監査室を設け、代表取締役社長の指揮・命令により会社の内部統制の執行状況を検討・評価し、社長に結果を報告する体制を取っています。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各グループ会社は、「NSユニテッド海運グループ企業理念」に基づき、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底します。

グループ会社は、内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図ります。内部統制委員会は、各グループ会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行います。

内部統制委員会は、当社グループ全体の内部統制状況を把握・評価するとともに、各部門及び各グループ会社に対し、指導・助言を行います。これに基づく具体的な体制は以下の通りとします。

イ、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上または各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言を行います。

ロ、グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行います。

ハ、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、各グループ会社のマネジメントに関する支援を行います。

ニ、グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、各グループ会社における法令遵守および内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行います。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、すみやかに内部統制委員会等に報告します。

(7) 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、内部統制委員会等において報告し、監査役と情報を共有します。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または当社関係部門を通じて報告します。当社は、これらの報告をした者に対し、社内規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行いません。内部統制担当部署は、監査役と定期的にまたは必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図ります。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告します。監査役の職務を補助するため、その職務を補助すべき従業員（兼務）を置きます。その職務を補助する業

務を行う場合には、当該従業員の取締役からの独立性を確保します。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用については、法令及び社内規程に従って、監査役の償還請求に応じます。

(8) 財務報告の適正性確保のための体制

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、社会に対し信頼できる財務情報を提供する重要性を理解し、法令並びに財務報告基本方針及び財務報告に係る内部統制規程等の社内規程に基づき日々の業務を遂行します。

当社の取締役は、有価証券報告書等、その他重要な財務情報については、取締役会で決議を行い、開示する体制になっています。

内部監査室は、業務執行・管理状況のモニタリングを通じ、内部統制の適正性・有効性を確認した上で、社長に結果報告を行います。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体、及び全ての反社会的な行為には断固たる態度で対決し、これらとかかわりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。このことを企業理念に定め、当社グループ役職員全体に周知徹底するとともに、平素より外部専門機関及び法律の専門家との緊密な連携のもと、情報収集に努めており、組織的に対処する体制を整えております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	66,759	流 動 負 債	38,857
現 金 及 び 預 金	21,394	支 払 手 形 及 び 営 業 未 払 金	7,220
受 取 手 形 及 び 営 業 未 収 金	15,415	短 期 借 入 金	17,695
有 価 証 券	9,262	未 払 金	85
た な 卸 資 産	5,034	未 払 費 用	393
前 払 費 用	3,080	未 払 法 人 税 等	491
繰 延 税 金 資 産	2,066	繰 延 税 金 負 債	2,650
デ リ バ テ ィ ブ 債 権	9,153	前 受 金	1,428
そ の 他 流 動 資 産	1,380	賞 与 引 当 金	435
貸 倒 引 当 金	△24	役 員 賞 与 引 当 金	58
固 定 資 産	160,904	デ リ バ テ ィ ブ 債 務	6,010
有 形 固 定 資 産	152,848	そ の 他 流 動 負 債	2,392
船 舶	144,750	固 定 負 債	112,325
建 物	571	長 期 借 入 金	108,154
土 地	788	繰 延 税 金 負 債	593
建 設 仮 勘 定	6,542	特 別 修 繕 引 当 金	2,329
そ の 他 有 形 固 定 資 産	196	退 職 給 付 に 係 る 負 債	713
無 形 固 定 資 産	235	そ の 他 固 定 負 債	537
投 資 そ の 他 の 資 産	7,821	負 債 合 計	151,181
投 資 有 価 証 券	5,514	純 資 産 の 部	
長 期 貸 付 金	95	株 主 資 本	69,829
繰 延 税 金 資 産	1,247	資 本 金	10,300
退 職 給 付 に 係 る 資 産	285	資 本 剰 余 金	13,429
そ の 他 長 期 資 産	682	利 益 剰 余 金	46,127
貸 倒 引 当 金	△1	自 己 株 式	△27
資 産 合 計	227,663	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,885
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	690
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,758
		為 替 換 算 調 整 勘 定	168
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	268
		少 数 株 主 持 分	2,768
		純 資 産 合 計	76,481
		負 債 純 資 産 合 計	227,663

連 結 損 益 計 算 書

（平成26年 4 月 1 日から）
（平成27年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		
海運業収益及びその他の営業収益		157,625
売 上 原 価		
海運業費用及びその他の営業費用		141,983
売 上 総 利 益		15,641
一 般 管 理 費		6,167
営 業 利 益		9,474
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	51	
受 取 配 当 金	115	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	18	
為 替 差 益	2,527	
そ の 他 営 業 外 収 益	144	2,855
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,715	
そ の 他 営 業 外 費 用	233	1,949
経 常 利 益		10,380
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	254	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	181	435
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	8	
減 損 損 失	116	124
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,691
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	907	
法 人 税 等 調 整 額	785	1,692
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		9,000
少 数 株 主 利 益		373
当 期 純 利 益		8,626

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,300	13,429	39,721	△27	63,423
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△144		△144
会計方針の変更を 反映した当期首残高	10,300	13,429	39,577	△27	63,280
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,076		△2,076
当 期 純 利 益			8,626		8,626
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 範 囲 の 変 動			△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	6,550	△0	6,550
当 期 末 残 高	10,300	13,429	46,127	△27	69,829

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整累 計 額	その他の包 括利益累計 額 合 計		
当 期 首 残 高	588	△1,686	109	59	△931	2,451	64,943
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						1	△142
会計方針の変更を 反映した当期首残高	588	△1,686	109	59	△931	2,452	64,801
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,076
当 期 純 利 益							8,626
自 己 株 式 の 取 得							△0
連 結 範 囲 の 変 動							△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	103	4,444	59	209	4,815	316	5,131
当 期 変 動 額 合 計	103	4,444	59	209	4,815	316	11,681
当 期 末 残 高	690	2,758	168	268	3,885	2,768	76,481

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 50社
- ・主要な連結子会社の名称 N S ユナイテッド内航海運㈱
N S ユナイテッドタンカー㈱
当連結会計年度より、重要性が増したCARA LINE S.A. 及び新規に設立したFUJI LINE S.A.、GARDENIA LINE S.A.、HYDRANGEA LINE S.A.、INDIGO LINE S.A.、JASPER LINE S.A.の6社を連結の範囲に含めております。また、ULTRAMARINE OCEAN S.A. 及びJANUS MARITIME S.A.は解散したため、連結の範囲から除外しております。
なお、新和内航海運㈱は平成26年10月1日付を以てN S ユナイテッド内航海運㈱へ、新和ケミカルタンカー㈱は平成26年7月1日付を以てN S ユナイテッドタンカー㈱へ商号変更しております。

非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 N S Uチャーターリング㈱
なお、新和チャーターリング㈱は平成26年6月26日付を以てN S Uチャーターリング㈱へ商号変更しております。
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいと認められるので連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社等の状況

- ・持分法適用の非連結子会社等の数 3社
- ・会社の名称 NS UNITED SHIPPING (U. K.)LTD.
NS UNITED SHIPPING (U. S. A.) INC.
NS UNITED SHIPPING (H. K.) CO. , LTD.

持分法を適用していない非連結子会社等の状況

- ・主要な会社の名称 NSUチャーターリング㈱、新昌船舶㈱
なお、新和チャーターリング㈱は平成26年6月26日付を以てNSUチャーターリング㈱へ商号変更しております。
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいと認められるので持分法の適用範囲から除外しております。

持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社は決算日が連結決算日と異なっておりますが、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、NS UNITED TANKER PTE. LTD. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他の有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	船舶	主として定額法を採用しておりますが、一部の船舶について定率法を採用しております。なお、主要なものの耐用年数は13年から18年です。
	建物（附属設備を除く）	主として定額法を採用しております。
	その他	定率法を採用しております。
無形固定資産		定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
リース資産	所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産	自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法を採用しております。
	所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支払に充てるため設定し、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与の支払に充てるため設定し、支給見込額に基づき計上しております。
特別修繕引当金	船舶の特別修繕（定期検査）に備えるため設定し、定期検査費用実績等に基づき算定し計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～１０年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～１０年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理しております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

海運業収益及び海運業費用の計上基準は、主として航海日割基準を採用しております。

⑥ 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務については、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、通貨スワップの振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該通貨スワップの円貨額に換算しております。また、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を適用し、金利スワップ取引の一部については特例処理に、通貨スワップについては振当処理によっております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶の建造に係る借入金の支払利息のうち、竣工迄の期間に対応するものは、取得価額に算入しております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱に従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が54百万円減少し、退職給付に係る負債が154百万円増加し、利益剰余金が144百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ17百万円増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他流動資産」に含めておりました「デリバティブ債権」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「デリバティブ債権」は1,678百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

船舶	132,210百万円
----	------------

上記の担保に係る債務

短期借入金	15,926百万円
-------	-----------

長期借入金	97,296百万円
-------	-----------

計	113,222百万円
---	------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

77,116百万円

(3) 偶発債務

保証債務

〈債務者〉

新昌船舶㈱

〈被保証債務の内容〉

設備資金借入金

〈保証金額〉

31百万円

(4) たな卸資産

たな卸資産の内訳

原材料及び貯蔵品

5,034百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	減損損失
貨物輸送	船舶	116百万円

(経緯)

当該船舶の売買契約を締結したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

(グルーピングの方法)

当社グループは、船舶については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

当該船舶の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売買契約価額に基づいて算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数、並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
発行済株式数				
普通株式	230,764	—	—	230,764
自己株式				
普通株式(注)	90	1	—	91

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 千株未満を四捨五入して表示しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,076	9.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
平成27年6月25日開催の第89回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 株式の種類 普通株式
- ・ 配当金の総額 2,076百万円
- ・ 1株当たり配当額 9.00円
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等による他、安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については金融機関からの借入によっております。

営業債権である受取手形及び営業未収金に係る顧客の信用リスクは、その回収状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券は、格付の高い企業のコーポレート債券及び短期の譲渡性預金であります。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び営業未払金や借入金に係る流動性リスクについては、当社グループ各社が月次の資金計画を作成する等の方法により管理しております。借入金は、設備投資のための長期資金調達が主であり、変動金利の長期借入金の多くについて、金利変動リスクを回避するため金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、外貨建借入金については、通貨スワップ取引により為替相場変動リスクを回避しております。

デリバティブ取引については、金利スワップ取引、通貨スワップ取引の他、当社グループの外航海運事業を主たる事業としている各社において営業収入・支出の大部分を占める外貨建て取引に係る為替相場変動リスクを回避するために為替予約等を、船舶の運航に係る燃料油価格の変動リスクを回避するために燃料油スワップ取引を行っております。

デリバティブ取引は、当社グループ各社が、「経理規程」等の内部管理規程に基づき実需の範囲内で行うこととしております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを極力回避するため、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
①現金及び預金	21,394	21,394	—
②受取手形及び営業未収金	15,415	15,415	—
③有価証券	9,262	9,262	—
④投資有価証券	3,622	3,622	—
⑤支払手形及び営業未払金	(7,220)	(7,220)	—
⑥短期借入金	(850)	(850)	—
⑦長期借入金	(124,999)	(125,252)	(253)
⑧デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	3,144	4,507	1,364

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑤支払手形及び営業未払金、並びに⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、「⑥短期借入金」には一年以内返済予定長期借入金は含まれておりません。

⑦長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、「⑦長期借入金」には一年以内返済予定長期借入金が含まれております。

⑧デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの:該当するものではありません。

ヘッジ会計が適用されているもの :原則的処理方法によるもののほか、金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものも含まれております。

なお、デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	319円56銭
(2) 1株当たり当期純利益	37円40銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	50,343	流 動 負 債	22,379
現 金 及 び 預 金	15,365	海 運 業 未 払 金	4,747
海 運 業 未 収 金	9,943	短 期 借 入 金	7,556
関係会社短期貸付金	8,275	未 払 金	29
立 替 金	708	未 払 費 用	166
有 価 証 券	8,000	未 払 法 人 税 等	126
た な 卸 資 産	4,125	前 受 金	1,393
前 払 費 用	2,575	預 り 金	6,366
代 理 店 債 権	161	代 理 店 債 務	970
未 収 消 費 税 等	175	賞 与 引 当 金	232
繰 延 税 金 資 産	826	役 員 賞 与 引 当 金	25
その 他 流 動 資 産	213	関係会社整理損失引当金	217
貸 倒 引 当 金	△24	そ の 他 流 動 負 債	552
固 定 資 産	60,630	固 定 負 債	30,136
有 形 固 定 資 産	8,701	長 期 借 入 金	23,511
船 舶	7,461	退 職 給 付 引 当 金	293
建 物	487	関係会社用船契約損失引当金	6,279
土 地	702	そ の 他 固 定 負 債	54
その他有形固定資産	51	負 債 合 計	52,516
無 形 固 定 資 産	125	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	51,804	株 主 資 本	58,248
投 資 有 価 証 券	1,468	資 本 金	10,300
関 係 会 社 株 式	3,216	資 本 剰 余 金	13,429
出 資 金	8	資 本 準 備 金	20
長 期 貸 付 金	66	その 他 資 本 剰 余 金	13,409
関係会社長期貸付金	45,828	利 益 剰 余 金	34,546
前 払 年 金 費 用	259	利 益 準 備 金	1,897
繰 延 税 金 資 産	475	そ の 他 利 益 剰 余 金	32,649
その 他 長 期 資 産	486	圧 縮 記 帳 積 立 金	10
貸 倒 引 当 金	△1	別 途 積 立 金	18,000
資 産 合 計	110,973	繰 越 利 益 剰 余 金	14,639
		自 己 株 式	△27
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	210
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	578
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△369
		純 資 産 合 計	58,458
		負 債 純 資 産 合 計	110,973

損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金	額
海 運 業 収 益					
運賃			賃	120,044	
貸船			料	10,697	
その他の海運業収益				1,199	131,940
海 運 業 費 用					
運航			費	58,948	
船費			費	1,578	
借船			料	59,974	
その他の海運業費用				1,870	122,370
海 運 業 利 益					9,570
一 般 管 理 費					4,146
営 業 利 益					5,424
営 業 外 収 益					
受取利息				558	
受取配当金				1,062	
為替差益				2,117	
その他の営業外収益				106	3,842
営 業 外 費 用					
支払利息				412	
その他の営業外費用				49	461
経 常 利 益					8,805
特 別 利 益					
投資有価証券売却益				181	
関係会社用船契約損失引当金取崩益				2,335	2,516
特 別 損 失					
投資有価証券売却損				8	
関係会社整理損失引当金繰入額				217	
関係会社整理損失				2,267	2,492
税 引 前 当 期 純 利 益					8,829
法人税、住民税及び事業税				286	
法人税等調整額				1,684	1,970
当 期 純 利 益					6,858

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
						圧縮記帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	10,300	20	13,409	13,429	1,689	10	18,000	10,209	29,909	△27	53,612
会計方針の変更による 累積的影響額								△146	△146		△146
会計方針の変更を 反映した当期首残高	10,300	20	13,409	13,429	1,689	10	18,000	10,063	29,764	△27	53,466
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当					208			△2,284	△2,076		△2,076
圧縮記帳積立金の取崩						△1		1	-		-
当 期 純 利 益								6,858	6,858		6,858
自 己 株 式 の 取 得										△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額(純額)											-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	208	△1	0	4,574	4,782	△0	4,782
当 期 末 残 高	10,300	20	13,409	13,429	1,897	10	18,000	14,639	34,546	△27	58,248

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 額	・ 換 算 差 額	合 計	
当 期 首 残 高	505	△375		130		53,741
会計方針の変更による 累積的影響額						△146
会計方針の変更を 反映した当期首残高	505	△375		130		53,596
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,076
圧縮記帳積立金の取崩						-
当 期 純 利 益						6,858
自 己 株 式 の 取 得						△0
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額(純額)	74	6		80		80
当 期 変 動 額 合 計	74	6		80		4,862
当 期 末 残 高	578	△369		210		58,458

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他の有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

船舶 定額法を採用しております。

建物（附属設備を除く）

主として定額法を採用しております。

その他 定率法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、通貨スワップの振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該通貨スワップの円貨額に換算しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に充てるため設定し、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に充てるため設定し、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

関係会社用船契約損失引当金

関係会社との用船契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

関係会社整理損失引当金

関係会社の事業整理に伴い発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

海運業収益及び海運業費用の計上基準は、航海日割基準を採用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を適用し、通貨スワップについては振当処理によっております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が61百万円減少し、退職給付引当金が151百万円増加し、繰越利益剰余金が146百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ12百万円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

船舶	6,390百万円
----	----------

上記の担保に係る債務

短期借入金	442百万円
-------	--------

長期借入金	3,944百万円
-------	----------

計	4,386百万円
---	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,149百万円

(3) 偶発債務

保証債務

〈債務者〉	〈被保証債務の内容〉	〈保証金額〉
XANADU MARITIME S. A.	設備資金借入金	7,899百万円
MAREA BUENA S. A.	設備資金借入金	7,675百万円
ZEPHYROS LINE S. A.	設備資金借入金	7,630百万円
RAINBOW QUEST SHIPPING S. A.	設備資金借入金	6,111百万円
SALVIA MARITIME S. A.	設備資金借入金	4,897百万円
BOND LINE S. A	設備資金借入金	4,835百万円
ACACIA LINE S. A.	設備資金借入金	4,590百万円
NARCISSUS MARITIME S. A.	設備資金借入金	3,402百万円
ORCHIDEA MARITIME S. A.	設備資金借入金	3,348百万円
N S ユナイテッドタンカー㈱ (注1)	設備資金借入金	2,438百万円
NEW GRACE MARITIME S. A.	設備資金借入金	2,198百万円
中央海運㈱	設備資金借入金	1,496百万円
CAMOMILE MARITIME S. A.	設備資金借入金	1,412百万円
JASPER LINE S. A	設備資金借入金	524百万円
新昌船舶㈱	設備資金借入金	31百万円
計		58,488百万円

保証予約

〈債務者〉	〈被保証債務の内容〉	〈保証金額〉
HOSEI SHIPPING S. A.	設備資金借入金	28,135百万円

(注1) 新和ケミカルタンカー㈱は平成26年7月1日付を以てN S ユナイテッドタンカー㈱へ商号変更しております。

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	12,790百万円
② 短期金銭債務	7,878百万円
③ 長期金銭債権	45,828百万円
④ 長期金銭債務	52百万円

(5) たな卸資産

たな卸資産の内訳	
原材料及び貯蔵品	4,125百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

営業収益 71,164百万円

営業費用 26,718百万円

(注) 営業収益には賃積船の運賃が含まれており、運賃は航海完了基準で計上されております。また、商社等を経由したものが含まれております。

② 営業取引以外の取引高 1,596百万円

(2) 関係会社用船契約損失引当金取崩益

関係会社との用船契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来当社が負担することが見込まれる損失の額を引当金計上したもののうち、当事業年度に船舶を売却したことにより引当金を取崩したものであります。

(3) 関係会社整理損失

関係会社を清算したことにより発生した損失であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普 通 株 式	90	1	—	91

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 千株未満を四捨五入して表示しております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (単位：百万円)	
賞与引当金	68
子会社整理損	708
特定外国子会社留保金	1,661
退職給付引当金	137
繰延ヘッジ損益	154
用船解約金	1,363
関係会社用船契約損失引当金	1,848
関係会社整理損失引当金	64
関係会社株式評価損	321
その他	257
繰延税金資産小計	6,582
評価性引当額	△4,653
繰延税金資産合計	1,928
繰延税金負債	
前払年金費用	127
その他有価証券評価差額金	52
合併受入資産(船舶)評価益	153
長期外貨建貸付金期末評価替	291
その他	4
繰延税金負債合計	628
繰延税金資産の純額	1,301

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.53%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については29.56%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.43%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は90百万円、繰延ヘッジ損益が11百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が83百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円それぞれ増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	新日鐵住金(株)	東京都千代田区	419,524	鉄鋼の製造販売等	〔被所有〕 直接 34.05%	鉄鋼原料及び製品の輸送 役員の兼任 役員の転籍	(営業取引) 鉄鋼原料及び製品の輸送	70,315	営業未収金	4,120
									営業未払金	24
									前受金	400
									預り金	1,367

(注) 1. 運賃、その他の取引条件は、市場価格、当社の原価を勘案して、上記会社と交渉の上、決定しております。

2. 取引金額には賃積船の運賃が含まれており、運賃は航海完了基準で計上しております。また、商社等を経由したものが含まれております。

3. 取引金額には消費税等を含んでおりません。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	NSユニテッドタンカー(株)	東京都千代田区	百万円 180	ケミカル貨物運送	直接 100.00%	役員の兼任	子会社の船舶設備資金の債務保証	2,438	-	-
子会社	NS UNITED TANKER PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 2,000,000	ケミカル船貸渡業等	直接 100.00%	役員の兼任	子会社への船舶設備資金の貸付	4,143	貸付金	9,147
							貸付金利息	183		
							担保資産の受入	2,625	-	-
子会社	NEW GRACE MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 1,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の貸付 役員の兼任	子会社への船舶設備資金の貸付	-	貸付金	38
							貸付金利息	0		
							子会社の船舶設備資金の債務保証	2,198	-	-
子会社	AQUAMARINE OCEAN S. A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 1,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の貸付 役員の兼任	子会社への船舶設備資金の貸付	-	貸付金	2,511
							貸付金利息	14		
							担保資産の受入	2,509	-	-

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は 出 資 金	事業の内容 又は 職 業	議 決 権 の 所 有 合 計	関 係 内 容	取 引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	CAMOMILE MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 1,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付 貸付金利息 子会社の船 舶設備資金 の債務保証	24 0 1,412	貸付金 - -	53 - -
子会社	ENERGY21 SHIPPING S. A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 1,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付 貸付金利息 担保資産の 受入	- 11 576	貸付金 - -	1,123 - -
子会社	GLINT SHIPPING S. A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 2,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付 貸付金利息	1,747 11	貸付金	1,512
子会社	HIGHLAND MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 1,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付 貸付金利息 担保資産の 受入	71 145 15,015	貸付金 - -	19,916 - -
子会社	JANUS MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付 貸付金利息	3,740 7	貸付金	-
子会社	KALEIDOSCOPE SHIPPING S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付 貸付金利息 担保資産の 受入	21 18 1,410	貸付金 - -	2,331 - -
子会社	MAREA BUENA S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付 貸付金利息 子会社の船 舶設備資金 の債務保証	4 7 7,675	貸付金 - -	789 - -
子会社	NARCISSUS MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保	3,402	-	-
子会社	ORCHIDEA MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	3,348	-	-
子会社	RAINBOW QUEST SHIPPING S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	6,111	-	-

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は 出 資 金	事業の内容 又は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 合 割	関 係 内 容	取 引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	SALVIA MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付	-	貸付金	1,133
							貸付金利息	10		
子会社	XANADU MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付	4,897	-	-
							子会社の船 舶設備資金 の債務保証	0		
子会社	ZEPHYROS LINE S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付	7,899	-	-
							子会社の船 舶設備資金 の債務保証	0		
子会社	ACACIA LINE S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付	7,630	-	-
							子会社の船 舶設備資金 の債務保証	0		
子会社	BOND LINE S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の貸付	4,590	-	-
							貸付金利息	0		
子会社	HOSEI SHIPPING S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 5	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の貸付	4,835	-	-
							子会社の船 舶設備資金 の債務保証	0		
子会社	HOSEI SHIPPING S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 5	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付	2,811	貸付金	9,972
							貸付金利息	86		
							子会社の船 舶設備資金 の債務保証 予約	28,135	-	-
							担保資産の 受入	993	-	-
子会社	中央海運㈱	東京都 千代田区	百万円 10	ケミカル船 貸渡業	間接※1 100.00%	-	資金の受入	467	預り金	1,812
							子会社への 船舶設備資 金の貸付	-	貸付金	41
子会社	中央海運㈱	東京都 千代田区	百万円 10	ケミカル船 貸渡業	間接※1 100.00%	-	貸付金利息	1		
							子会社の船 舶設備資金 の債務保証	1,496	-	-

- (注) 1. 新和ケミカルタンカー㈱は平成26年7月1日付を以てNSユニテッドタンカー㈱へ商号変更しております。
2. 議決権所有割合の※1はNSユニテッドタンカー㈱を通じ間接所有しております。
3. 債務保証は子会社の船舶建造資金借入金に対し当社が保証している債務であります。なお、外国子会社については、保証料は受領しておりません。
4. 貸付金は主として子会社の船舶建造資金であり、金利は市場金利を勘案し利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
5. 担保資産の受入は船舶設備資金として子会社に転貸するために当社が借入れているシンジケートローンに係わるものです。
6. 資金の受入は主として子会社が保有する船舶の管理に係る資金を受入れているものです。
7. 取引金額には消費税等を含んでおりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	253円42銭
(2) 1株当たり当期純利益	29円73銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月18日

NSユニテッド海運株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 原 正 三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 浅 敦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 田 純 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NSユニテッド海運株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NSユニテッド海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月18日

NSユニテッド海運株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 原 正 三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 浅 敦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 田 純 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NSユニテッド海運株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

平成27年 5 月20日

N S ユナイテッド海運株式会社

代表取締役社長 小 畠 徹 殿

N S ユナイテッド海運株式会社 監査役会

常勤監査役 坂 本 好 生 ㊟

常勤監査役 野 口 政 明 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 高 畑 尚 紀 ㊟

社外監査役 三 谷 康 人 ㊟

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

監査役会の監査報告書受領後に生じた当社及び企業集団に関する 重要な後発事象 (株式交換契約の締結)

当社は、平成27年5月21日開催の取締役会において、NSユナイテッド海運がNSユナイテッド内航海運を完全子会社化するための株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

名称	NSユナイテッド内航海運株式会社
所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 濱田 実
事業内容	内航海運事業 等
資本金	718百万円
発行済株式数	11,800,000株

(2) 本株式交換による完全子会社化の目的

NSユナイテッド海運は、平成22年10月に新和海運株式会社（昭和25年設立）と日鉄海運株式会社（昭和32年設立）の経営統合により誕生いたしました。以降、世界有数の鉄鋼原料輸送船隊を主軸にばら積貨物船隊、タンカー船隊を揃え、新日鐵住金株式会社をはじめとする鉄鋼業、電力産業、石油産業およびその他一般産業など、国内重要顧客向けへの安定かつ効率的な輸送サービスを提供すると共に、顧客の海外展開や、中国・インドなど新興国の資源・エネルギーバルク輸送需要に対しグローバルな配船を通して、鉄鋼原料、エネルギー資源、非鉄金属原料、肥料、穀物、鉄鋼製品など国際海上輸送事業を手掛け、国内外の顧客に主にバルク輸送分野でのプレゼンスを高めてまいりました。

一方、NSユナイテッド内航海運はその中核子会社として昭和36年5月創立以来国内の顧客向けに、主に鉄鋼副原料、セメント、エネルギー資源、鉄鋼製品などの国内海上輸送事業を手掛け、内航海運業界において着実に実績を積み重ね、乾貨物輸送業界のリーダー的存在として堅実に業績を伸ばしてまいりました。

両社は外航海運事業（以下、「外航」といいます。）と内航海運事業（以下、「内航」といいます。）と活動領域を異にしておりますが、国内の顧客向けには鉄鋼メーカーや電力会社を初めとする、国際及び国内海上輸送を連携したサービ

スとして提供させていただく場合も少なくなく、これまでも相互の事業を補完し、グループとして顧客への総合的なサービスを提供してまいりました。

近年、NSユナイテッド海運が身を置く外航においては、世界経済を牽引してきた新興国の経済成長が勢いを欠く一方、新造船大量竣工と船腹供給過剰を原因とするドライバルク市況の低迷が続くなど、事業環境は総じて厳しく、先行きの不透明な状況は今後も続くものと予想されます。このような状況下、将来起こり得る事業環境の変動にも対応可能な企業グループ作りを進めるべく、NSユナイテッド海運では平成26～28年度を対象とした中期経営計画「Unite & Full-AheadⅡ～新たな発展へのスタート～」において、グループ企業の力の結集を重点戦略の一つとして定めました（NSユナイテッド海運、平成26年5月27日付プレスリリース「中期経営計画（2014～2016年度）策定のお知らせ」ご参照。）。その中期経営計画の下、グループ会社間の連携を強化し、事業戦略の策定および意思決定を迅速に行い、経営の効率性、柔軟性、機動性を一段と高め、企業グループの更なる価値向上のためにはNSユナイテッド内航海運の完全子会社化が最善の策であるとの判断に至り、平成27年3月、NSユナイテッド海運からNSユナイテッド内航海運に対し、株式交換による完全子会社化を申し入れました。

NSユナイテッド内航海運においても、国内海上輸送貨物量の今後の見通しは、国内製造業の海外シフトなどに伴い近年減少傾向にあり、内航における市場の成長を期待することが難しい中、事業者間の競争激化が想定され事業環境の急速な変化が見込まれるなど、厳しいものと予想されます。NSユナイテッド海運の完全子会社となることにより内航専業という枠を超え、外航・内航一体化したサービスを展開することが可能となり、両社が得意とする鉄鋼原料・副原料、エネルギー資源、資機材輸送を中心に、営業規模の拡大と技術力の充実を図ることが、中長期的な成長戦略として重要であると判断いたしました。また、完全子会社化によりNSユナイテッド内航海運の株式は上場廃止となりますが、それにより削減される上場維持コストを今後の事業展開に用いることができます。こうした中、両社はNSユナイテッド海運からの株式交換の申し入れ以降、株式交換の可否およびその条件について真摯な協議を重ねてまいりましたが、この度、NSユナイテッド内航海運を株式交換により、NSユナイテッド海運の完全子会社とすることに合意いたしました。今回の組織再編によりNSユナイテッド海運グループの経営資源の最適かつ効率的な活用と、両社間での事業戦略の一層の共有化および両社の競争力の強化を進めてまいります。これにより両社の企業価値が向上し、双方の株主にとって有益な組織再編になると考えております。

(3) 本株式交換の方法及び本株式交換に係る割当の内容

① 本株式交換の方式

ＮＳユナイテッド海運を株式交換完全親会社、ＮＳユナイテッド内航海運を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、ＮＳユナイテッド海運については、会社法第796条第２項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、ＮＳユナイテッド内航海運については、平成27年６月25日開催予定の定時株主総会において承認を得たうえで、平成27年８月１日を効力発生日として行う予定です。

② 本株式交換の日程

定時株主総会基準日（ＮＳユナイテッド内航海運）	平成27年３月31日
本株式交換契約承認取締役会（両社）	平成27年５月21日
本株式交換契約締結（両社）	平成27年５月21日
本株式交換契約承認定時株主総会（ＮＳユナイテッド内航海運）	平成27年６月25日
最終売買日（ＮＳユナイテッド内航海運）	平成27年７月28日（予定）
上場廃止日（ＮＳユナイテッド内航海運）	平成27年７月29日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成27年８月１日（予定）

③ 本株式交換に係る割当の内容

会社名	ＮＳユナイテッド海運 (株式交換完全親会社)	ＮＳユナイテッド 内航海運 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	2.15

(注１) 株式の割当比率

ＮＳユナイテッド内航海運の普通株式１株に対して、ＮＳユナイテッド海運の普通株式2.15株を割当て交付します。但し、ＮＳユナイテッド海運が保有するＮＳユナイテッド内航海運の普通株式（平成27年５月21日現在6,613,000株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注２) 本株式交換により交付する株式数

ＮＳユナイテッド海運は、本株式交換に際して、新たに普通株式8,946,526株（予定）を発行し、本株式交換の効力発生の直前時（以下、「基準時」といいます。）のＮＳユナイテッド内航海運の株主（但し、ＮＳユナイテッド海運は除きます。）に対して、割当て交付する予定です。

なお、NSユニテッド内航海運は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求権に応じてNSユニテッド内航海運が取得する自己株式を含みます。）を消却する予定です。

本株式交換によって割当て交付する株式数については、NSユニテッド内航海運による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性がございます。

（注3）単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い、NSユニテッド海運の単元未満株式（1,000株未満）を保有することとなる株主の皆様につきましては、NSユニテッド海運の普通株式の以下の制度をご利用いただくことができます。なお、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

i. 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、NSユニテッド海運の単元未満株式を保有する株主の皆様が、NSユニテッド海運に対して、保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

ii. 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及びNSユニテッド海運の定款の規定に基づき、NSユニテッド海運の単元未満株式を保有する株主の皆様が、保有する単元未満株式の数と併せて1単元（1,000株）となる数の普通株式をNSユニテッド海運から買い増すことを請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、NSユニテッド海運の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるNSユニテッド内航海運の株主の皆様に対しては、会社法234条その他の関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払します。

④ 本株式交換に係る割当の内容の根拠等

NSユニテッド海運及びNSユニテッド内航海運は、上記(2)、「本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、グループ会社間の連携を強化し、事業戦略の策定および意思決定を迅速に行い、経営の効率性、柔軟性、機動性を一段と高め、企業グループの更なる価値向上のためにはNSユニテッド内航海運の完全子会社化が最善の策であるとの判断に至りました。斯かる中、平成27年3月に、NSユニテッド海運より本株式交換についてNSユニテッド内航海運に申し入れ、本株式交換の可否およびその条件について真摯な協議を重ねてまいりましたが、この度、NSユニテッド内航海運を株式交換により、NSユニテッド海運の完全子会社とすることに合意いたしました。

NSユニテッド海運及びNSユニテッド内航海運は、本株式交換における株式交換比率その他本株式交換の公正性を担保するため、NSユニテッド海運は、第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、また、法務アドバイザーとして北村・平賀法律事務所を、一方、NSユニテッド内航海運は、第三者算定機関として株式会社AGSコンサルティング(以下「AGSコンサルティング」といいます。)を、また、法務アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

NSユニテッド海運及びNSユニテッド内航海運は、両社が選定した第三者算定機関から受領した株式交換比率算定書及び法務アドバイザーからの助言を参考に、かつ財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、慎重に協議・検討を重ねて参りました。その結果、上記(3)．③「本株式交換に係る割当の内容」に記載の株式交換比率は妥当なものであるとの判断に至り、平成27年5月21日に開催された両社の取締役会にて本株式交換を行うことを決定し、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主各位への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。なお、配当性向についてはこれまで概ね20%（連結業績ベース）を目安としておりましたが、株主各位への利益還元をさらに充実すべく、今後は概ね25%（連結業績ベース）へと引き上げることといたします。つきましては、当連結会計年度の期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、2,076,057,828円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日と致したいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに非業務執行取締役である取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第26条第2項及び第37条第2項の一部を変更するものであります。なお、定款第26条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（取締役の責任免除・責任限定契約） 第26条（条文省略） 2. 本会社は、法令の定めるところに従い、<u>社外取締役</u>との間で、<u>当該社外取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。	（取締役の責任免除・責任限定契約） 第26条（条文省略） 2. 本会社は、法令の定めるところに従い、<u>非業務執行取締役</u>との間で、<u>当該非業務執行取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。
（監査役の責任免除・責任限定契約） 第37条（条文省略） 2. 本会社は、法令の定めるところに従い、<u>社外監査役</u>との間で、<u>当該社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。	（監査役の責任免除・責任限定契約） 第37条（条文省略） 2. 本会社は、法令の定めるところに従い、<u>監査役</u>との間で、<u>当該監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数
1	お 小 ばた 晶 とおる 徹 (昭和26年8月19日)	昭和49年4月 新日本製鐵株式會社(現 新日鐵住金株式會社)入社 平成9年6月 同社シドニー事務所所長 平成13年4月 同社関連会社部鉄鋼事業グループリーダー 平成14年4月 同社関連会社部部長 平成15年4月 同社原料第二部長 平成16年6月 日鉄海運株式會社監査役 平成17年4月 新日本製鐵株式會社参与原料第二部長 平成17年6月 同社取締役原料第二部長 平成18年6月 同社執行役員原料第二部長 平成19年4月 同社執行役員 平成19年6月 日鉄海運株式會社取締役(非常勤) 平成21年4月 新日本製鐵株式會社常務執行役員 平成21年6月 同社常務取締役 平成22年10月 当社取締役(非常勤) 平成23年4月 新日本製鐵株式會社取締役 平成23年6月 当社代表取締役社長・社長執行役員(現)	166,000株
2	ひら まつ ひろし 平 松 宏 (昭和31年2月20日)	昭和53年4月 日本郵船株式會社入社 平成16年4月 同社企画グループ長 平成18年4月 同社経営委員 平成20年4月 同社常務経営委員 平成21年6月 同社取締役・常務経営委員 平成25年4月 同社取締役 平成25年6月 当社取締役常務執行役員(現) ＜担当＞ 経理グループ・油送船グループ各担当	24,000株
3	※ すが わら たい 菅 原 泰 (昭和32年4月7日)	昭和55年4月 日邦汽船株式會社入社 平成15年6月 日鉄海運株式會社営業部長 平成16年6月 同社企画室長 平成19年6月 同社営業部長 平成21年6月 同社取締役営業部長 平成22年10月 当社執行役員(現) ＜担当＞ 鉄鋼原料グループ担当	27,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
4	※ ^{み うら かず や} 三 浦 和 也 (昭和29年11月5日)	昭和50年10月 新和海運株式会社入社 平成19年7月 同社海技・安全管理グループ(部長) 平成22年10月 当社安全管理グループ部長(参与) 平成23年6月 当社執行役員(現) ＜担当＞ 安全管理グループ担当	61,000株
5	※ ^{や ぐち しん} 矢 口 新 (昭和31年10月15日)	平成10年10月 新和海運株式会社入社 平成19年6月 同社油送船グループリーダー 平成22年10月 当社油送船グループリーダー 平成23年6月 当社執行役員(現) ＜担当＞ 石炭グループ担当	21,000株
6	※ ^{たに みず かず お} 谷 水 一 雄 (昭和33年12月19日)	昭和56年4月 住友金属工業株式会社(現 新日鐵住金株式会社)入社 平成17年6月 同社鋼板・建材カンパニー原料部長 平成24年10月 新日鐵住金株式会社参与(原料第一部長委嘱) 平成26年4月 同社執行役員(原料第二部長委嘱) 平成27年4月 同社執行役員(現)	一株
7	^{は やま しん ご} 端 山 真 吾 (昭和33年8月22日)	昭和57年4月 新日本製鐵株式會社(現 新日鐵住金株式会社)入社 平成18年4月 同社大分製鐵所生産管理部部長 平成18年7月 同社大分製鐵所工程業務部長 平成21年4月 同社上海事務所長 平成24年10月 新日鐵住金株式会社物流部長 平成25年6月 同社物流部長兼日鉄住金物流株式会社取締役 平成26年6月 当社取締役(非常勤)(現) 平成27年4月 新日鐵住金株式会社参与物流部長兼日鉄住金物流株式会社取締役(現)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印を付した候補者は、新任候補者であります。
3. 取締役候補者谷水一雄氏及び端山真吾氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の谷水一雄氏は、新日鐵住金株式会社の執行役員を務められており、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識等を活かして当社の経営全般に有用な提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。
5. 社外取締役候補者の谷水一雄氏は、上記略歴記載のとおり、当社の主要な取引先として当社の特定関係事業者に該当する新日鐵住金株式会社の業務執行者であり、かつ、過去5年間においても、業務執行者となっております。
6. 社外取締役候補者の端山真吾氏は、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識等を活かして当社の経営全般に有用な提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。
7. 社外取締役候補者の端山真吾氏は、上記略歴記載のとおり、当社の主要な取引先として当社の特定関係事業者に該当する新日鐵住金株式会社の業務執行者であり、かつ、過去5年間においても、業務執行者となっております。
8. 社外取締役候補者の端山真吾氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。

以上

NSユニテッド海運株式会社グループ 企業理念

I 基本理念

NSユニテッド海運グループは、誠実で良質な海上輸送サービスの提供を通じて社会の発展に貢献します。

II 経営理念

1 (信用・信頼)

信用・信頼される堅実な経営を実践し、グループ全体の企業価値を高めます。

2 (安全運航・環境保全)

常に船舶の安全運航に努めるとともに船舶運航技術の向上に向け日々研鑽を積むことにより海洋をはじめとする地球環境保全の一翼を担います。

3 (お客様への即応・自己変革)

お客様の要請に即応しつつ自らも変革に努め、さらなる進歩を目指して挑戦します。

4 (人を育て活かす)

人を育て活かし、働く喜びを実感できる活力溢れるグループを築きます。

III 企業行動規範

1 法令・規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

2 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引を行い、政治・行政との健全かつ正常な関係を保ちます。

3 広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示するとともに各種情報の保護・管理を徹底します。

4 安全・健康で働きやすい職場環境を実現するとともに、従業員の人格と多様性を尊重します。

5 社会の一員として、積極的に地域・社会に貢献します。

6 反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、断固たる態度で臨みます。

7 各国・地域の法律を遵守し、各種の国際規範、文化、慣習等を尊重して事業を行います。

8 本規範を遵守し、その確実な実行に向けた体制を確立するとともに、本規範に違背する事態が発生した時は、迅速に原因究明と再発防止に努め、的確に説明責任を果たします。

2013年10月1日 制定

NSユニテッド海運グループ環境方針

- 1 私たちは、世界の海を舞台に海上輸送サービスを提供する海運企業グループとして、全人類の共通財産である地球の環境保全に努め行動します。
- 2 私たちは、環境マネジメントシステムを構築し、継続的改善に努め、汚染の予防に努めます。
- 3 私たちは、船舶の運航及び事務所内活動において適用される環境の法規制及びその他の要求事項を順守します。
- 4 私たちは、各部門において環境方針に適合した環境目的および環境目標を設定し、実施計画に従って目的及び目標の達成に努めます。また環境目的と目標を確実に達成するために、定期的に達成度のレビューを行います。
- 5 私たちは、環境教育・広報活動などにより、NSユニテッド海運グループのために働くすべての人が環境問題に対する意識を高め、本環境方針に基づき、行動するように努めます。
- 6 私たちは、私たちのサービス提供に必要な船舶、機器類、その他の製品および資材の環境負荷の低減を考慮した調達に努めます。
- 7 私たちは、NSユニテッド海運グループ全体で、省エネルギー、省資源の推進を図ると共に、廃棄物の削減及びその適正な処分に努めます。
- 8 私たちは、環境方針及び環境保全活動を必要に応じ公表します。

2011年6月28日

NSユニテッド海運株式会社

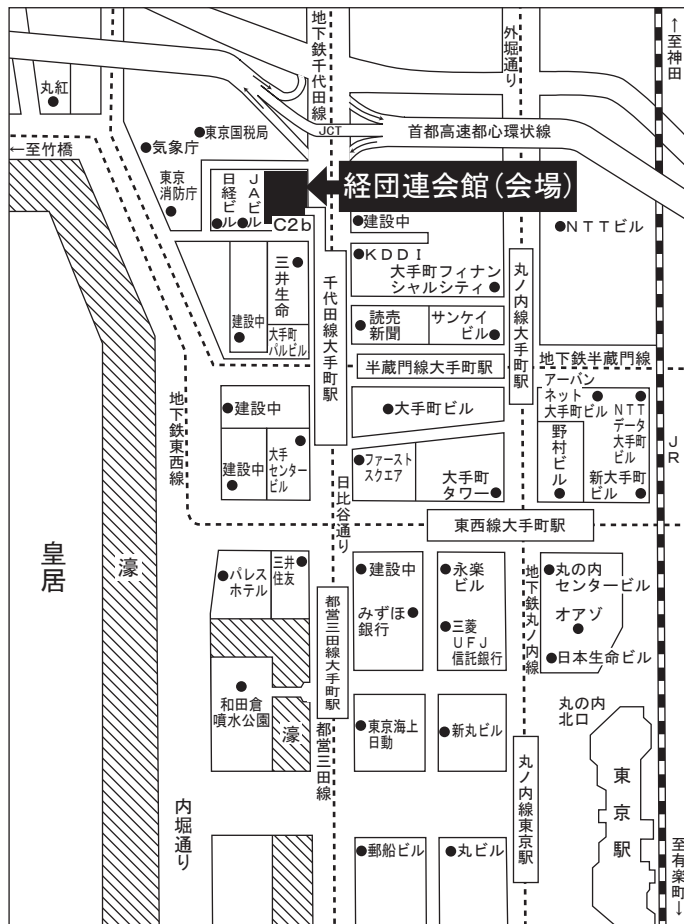
代表取締役社長

小島徹

株主総会会場ご案内

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

経団連会館 4階 ダイアモンドルーム



東京メトロ「大手町」駅下車 C2b出口直結

なお、お車でのご来場はご遠慮ください。

ClassNK



ISO 9001
ISO 14001

MS
JAB
CM 005



(※) ISO9001は船舶管理部門のみ取得しております。